

# 法学部・法学研究科

## 組織の目的と特徴

### 1. 法学部の目的と特徴

#### (1) 法学部の沿革

法学部は、旧制第五高等学校を母体として昭和 24 (1949) 年に発足した法文学部を前身とし、昭和 54 (1979) 年の法文学部の分離・改組により発足した。法学部は、発足後今日に至るまで、一貫して、社会の要請、学問の発展、学生の意識の変化等に対応すべく、望ましい法学部教育をめざして努力を重ねてきた。以下、今日に至るまでの経緯を概観する。

##### 1) 昭和 54 年度法学部発足

法律学科 1 学科として発足した法学部の研究教育組織は、従来の小講座制から大講座制に変わり、その編成は公法、民事法、刑事法、社会法、基礎法学、政治学、経済学の 7 大講座であり、概ね法文学部発足当時の 5 つの履修コースに対応していた。

##### 2) 平成元年度改革

この改革は、学部発足当時の 7 大講座を変えることなく、履修コース制を私法、公法、総合の 3 コース制に変えたものであった。その視点は、各コースを卒業後の進路とは切り離して、専門分野の系統的学習に配慮するというものであり（特に私法、公法の各コース）、また、総合コースは多様な授業科目から、学生自身の興味と関心に従って自由に学習プログラムを組み立てて、主体的に学ぶことを狙ったものであった。

##### 3) 平成 6 年度改革

この改革は、1 年次生に「社会科学入門」と「実定法入門」といった専門基礎科目を導入することを中心にしたものであった。

##### 4) 平成 9 年度改革

この改革は、教養部の廃止と教員の各学部への分属を機に、法学部の従来の 1 学科制を「ゆるやかな」2 学科制（法学科、公共政策学科）に編成し直し、分離・改組以来採ってきた履修コース制を撤廃した大改革であった。講座編成は、法学科が法文化論、市民法、現代法の 3 講座、公共政策学科が政策基礎、政策分析、現代政策の 3 講座となっており、政策分析講座は実験講座であった。

さらに、平成 9 年度において試行的に導入した 3 年次編入学制度は、平成 13 年度において定員化（10 名）された。また、平成 10 年度からはインターンシップを実施し、平成 11 年度からは進路支援講座として公務員試験対策講座を開始した。さらに、FD (Faculty Development) 活動を企画・実施してきている。

##### 5) 平成 16 年度改革

平成 16 年度から実施された国立大学の法人化により、法学部教育においてもその目的の達成が外部機関から評価されることとなり、法学部の教育目的の達成をいかに確実に行うかが緊急の課題となった。また、高等教育の制度設計上、学部教育と大学院教育との役割分担が明確になり、法学部では専ら法学に関する基礎教育を、大学院では法学に関する専門教育を行う必要性が出てきた。さらに、平成 16 年度には法科大学院（熊本大学大学院法曹養成研究科）が設置され、法学部から法科大学院への専任教員の移動が不可欠となり、従来の教育カリキュラムを改善し、再構築を行うことが当該改革の中心となった。

## (2) 教育目的と人材養成目標

### 1) 教育目的

法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的にあるいは政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」を用いて、社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成することにある。具体的には、以下のような能力の育成を目指している。

少人数編成による演習科目の必修化や双方向的授業を通じて得られる、法的又は政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」

現実の社会に生起する問題に対して、法と政策の双方向から対応しうる基礎的能力

法的な考え方と政策的な考え方の基本を理解した上で、法的思考や政策的思考の社会的な役割と限界を認識する力

幅広い視野と総合的判断力をもって、法的ないし政策的な考え方それ自体を批判的に認識する能力

### 2) 人材養成目標

法学部教育が目指す人材養成目標は、司法制度改革の基本理念を担いうる人材の養成と地域貢献の観点から公共政策の形成や政策法務を担いうる人材(公務員)の養成という二つの視点に立って、学生の進路に対応した教育を重視して、大きく三つの人材養成目標を設けている。

法曹に必要な資質と基礎的能力を備えた法曹志望者の養成

企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成

公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成

### 3) コース制

平成 16 年度の改革により、上記の教育目的及び人材養成目標を達成するため、これまでの 2 学科(法学科・公共政策学科)を法学科 1 学科とし、学部共通の専門基礎教育を 2 年次後期まで実施し、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3 年次から進路指向型のコース教育を導入している。

#### 法学コース

法学コースでは、法曹志望者や民間企業に必要な私法的知識をもった人材を養成する教育を行っている。法学コースには、将来の法曹として不可欠な法的な考え方を徹底させる基本法学クラスと、企業法務など民間企業における私法的知識と実践教育を行う企業法学クラス設けている。

#### 公共政策コース

公共政策コースでは、法学部の養成すべき人材としての公務員などの政策形成能力をもった人材に必要な教育を行っている。

### 4) 講座編成

平成 16 年度の改革により、2 学科 6 大講座から 1 学科 4 大講座に再編した上で、専門基礎教育機関としての機能を強化した。各講座の教育・研究目的は以下のとおりである。

#### 法文化論講座

基礎法学系科目と比較文化論系科目から編成され、法を多様な視点と枠組みによって理解すること。

#### 市民法学講座

基本六法科目から編成され、これらの法典の条文の解釈とそれに関連した裁判例を素材として、それぞれの分野において法を解釈・適用するとはどのような営みなのかを理解すること。

#### 現代法政策論講座

法と政策が関連している現代的法分野ともいべき諸科目から編成され、これらの科目を通して、それぞれの法の規範内容の解釈論だけでなく、法がどのように政

策実現の手段となっているか、法は政策的にどのように形成されているか、法は政策をどのように規範的に規制しているか等を理解すること。

#### 公共社会政策論講座

政治、経済及び政策分析系の諸科目から編成され、従来型の国家的公共性及び行政的公共性という枠組みをグローバルかつローカルな視点から問い直し、現代の重要な課題である新しい公共性理念に基づく公共政策を理解すること。

### (3) 教育の特徴

#### 1) 教育の質を充実させるための方策

##### シラバスによる授業の達成目標の提示

授業計画書や SOSEKI (学務情報システム) で閲覧できるシラバスにおいて、それぞれの授業で何を予習すべきか、何を最終的に達成すべきかを明示している。

##### CAP 制度

履修科目について予習・復習を充実するため、1年次から3年次までは40単位を上限とするCAP制度を導入し、4年次については就職活動等のため例外としているが、4年間の教育を形骸化させないため4年間の演習を必修化し、卒業論文の単位化や4年次における一般教育を含む一定単位の履修の義務付けを行っている。

##### クラス担任制

クラス担任には、1年次の基礎演習、2年次の基礎演習、3年次の演習及び4年次の演習の担当者が当たり、主に履修指導、成績管理、進路指導を行っている。特に履修届時にはクラス担任の承認が必要であり、学生の進路を考慮した履修指導を行っている。

##### オフィス・アワー制度

法学部の専任教員が担当する授業科目においては、教員は研究室に在室(毎週1時限)し、学習支援や進路支援などの相談に応じる制度を設けている。

##### 法学コースにおける基本法学クラス選抜

基本法学クラスの定員を30人とし、2年次末の履修コース選択時に基本法学クラス所属を希望する学生は、「法学検定試験4級以上の合格者であること」及び「第2年次終了時において教養教育科目および専門科目の習得単位が64単位以上で、GPAが2.8以上あること」を要件としている。

##### GPA 制度

法学部では、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」に、それぞれ4,3,2,1,0の点数をつけて全履修科目の平均を算出し、これらの数値を成績不良者に対する指導に当たっての基準とするとともに、成績優秀者の表彰や奨学金申請の際の資料として利用している。

##### 進級制度(3年次)と演習(4年次)履修条件

学生は、2年次終了までに教養科目及び専門科目合わせて64単位以上(教職科目及び学芸員資格科目は除く。)修得していなければ3年次に進級することができない。また、4年次の演習を履修するためには、3年次の終了時において教養教育と専門教育の授業を合わせて81単位以上修得しておかなければならないこととしている。

### (4) 教育方法

#### 1) 少人数教育

1年次から4年次まで、全学期に演習を必修として開講(総計16単位の演習)して、少人数で目の行き届いた教育を行っている。また、大講義室の講義においては、TA(ティーチング・アシスタント)を積極的に活用して、目の行き届いた授業を行っている。

## 2) 新しい授業方法の導入

予習・復習を前提とした双方向的授業や WebCT を活用した新しい授業方法の導入を行っている。

## 3) 体験型・実習型教育の重視

従来型の講義中心の授業から、現実の問題に対してどのような対応を行うかという観点での授業を設けるとともに、インターンシップなどの体験型の授業を充実させている。

## 4) 学生による授業評価

学生による授業評価（毎期末の授業改善アンケート）を定期的に行って、その結果を集計し、その結果を公表するとともに、内容を検討するなど FD 活動の資料として利用し、教育方法の改善に役立てている。

## (5) 研究及び管理運営

### 1) 研究の目的と特徴

法学部における研究は、上記教育目的に対応しかつそれを担保するものとして、法と政策に関する 創造性豊かな卓越した研究及び基礎的研究、 国際的・普遍的・地域的課題に対応する研究、 他分野との学際的研究、 それらの研究成果の検証による研究の活性化と水準の向上、 研究成果の国内外への公表とその積極的な社会還元を目標としている。

また、研究の特徴は、上記法学部における研究の目的に対応して、創造性、卓越性、学際性という研究の一般的要請に加えて、特に研究の組織化、国際化、地域化を特徴としている。

### 2) 管理運営の目的と特徴

法学部における管理運営は、上記教育の目的と研究の目的を達成するため、講師以上の法学部専任教員からなる教授会を置き、学部の教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項、その他学部の教育研究に関する重要事項を審議する。

また、教授会の下に、各種委員会組織を置き、この各種委員会組織は、 教学に関する委員会、 教員の研究活動に関する委員会、 学部の戦略的構想と施策作りに関する委員会、 その他管理運営上必要な委員会に大別される。各種委員会は、担当する諸事項について審議をした後、教授会に提案し、承認を得る。

## 2. 法学研究科の目的と特徴

### (1) 法学研究科の沿革

法学研究科は、法文学部の分離改組（昭和 54 年）より前の昭和 47 年に設置された。当時の学生定員は 26 名であったが、入学者はほぼ一桁台で推移し学生定員の充足が問題となっていたところ、学生定員の削減という方向ではなく、定員の活用充足という方針で改革を行ってきた。その内容としては、平成 6 年度より入学者の入学目的に即した教育・研究指導を行うために 2 コース（総合コース、研究コース）を設置するとともに、社会人のための特別入試制度（留学生のための特別入試制度も含む。）を設け、さらに、平成 7 年度からは大学院設置基準 14 条に定める教育方法の特例による昼夜開講制度も実施した。これらの改革により、平成 7 年度からは入学者もほぼ定員を充足するような数値なってきた。当時の本研究科が果たした教育的機能は、以下のように要約することができる。研究者としての基礎的能力の養成、学部卒業後の継続教育、各種国家試験等の合格に向けた教育、有職社会人のためのリカレント・リフレッシュ教育、外国人留学生のための教育、新たな知識に触れ、思索し、自己を磨き、将来のために充電し、ライフ・ワークに取り組むなど、人生をより豊かにするための生涯教育。

平成9年度において旧教養部教員11名の移籍によってスタッフが增強されたこともあり、学部改組において示された方向、すなわち、「紛争の法的解決能力を持った人材の育成」(法学科)と「政策形成能力を持った人材の育成」(公共政策学科)に教育目標を焦点化しつつ、同時に幅広い視野と柔軟な思考ができる総合的な能力の育成をもう一つの教育目標とするという方向を基本的に踏襲し、修士課程を法学専攻と公共政策専攻の2専攻とし、そこでの教育は学部教育の高度化と深化を担うものと位置付けた改革を行った。そこでの教育目標及び人材養成目標は、法学専攻では、学部における法学教育をさらに高度化し、「現代社会が直面する諸課題を発見・分析・解決するために必要な幅広い法的素養と高度の専門性・応用性を備えた、紛争解決能力を有する人材」の養成であり、公共政策専攻では、学部における公共政策教育をさらに高度化し、「現代社会が直面する諸課題を発見・分析・解決するために必要な幅広い知識、高度の理念及び調査分析能力を備えた政策形成能力を有する人材」の養成であった。修了者の具体的な進路として、法学専攻では、法律実務家(裁判官、検察官、弁護士)、法曹以外の法律実務家(司法書士、税理士など)、裁判所書記官、企業の法務担当者、行政の法務担当者、また国税専門官などの公務員、金融機関をはじめとした各種民間企業人、法学研究のための博士後期課程進学者などであり、公共政策専攻では、国家公務員、地方自治体公務員、国際公務員、マスコミ記者、シンクタンク調査研究員、NPO・NGOのリーダー、金融機関をはじめとした各種民間企業人、政策学の研究を志す博士後期課程進学者などであった。また、入学者の入学目的に即した研究・教育指導を行うため、専攻横断的に「高度専門職コース」、「研究者コース」、「社会人キャリアアップコース」の三つのコースを設け、多様な教育ニーズに対応させていた。

平成16年4月大学院法曹養成研究科の設置に伴い法学系教員16名が法曹養成研究科に移籍したことから、法学研究科における専攻を従来の法学専攻、公共政策専攻の2専攻を法学公共政策学専攻の1専攻とした。

## (2) 法学研究科の目的

### 1) 教育目標

法学研究科は、社会システムの国内的・国際的転換によって、高度な能力を備え、かつ広い視野を持った法曹以外の法律専門職や、高度な政策を企画・立案する能力を身につけた自治体職員、シンクタンク研究員などの高度専門職業人の存在が重視されてきていることから、将来、学問研究を志す若い研究者を養成することを旨とするほか、多様な職業に従事している社会人のリフレッシュ教育、さらに留学生の教育に対応するとともに、これら高度専門職業人の養成を目指した教育内容を提供している。

このような教育の目標を設定した理由としては、社会の法化に伴い法的紛争の増加が予想されることから、良質の法的サービスを提供する法曹以外の法律専門職の質的向上と量的拡大、また市民にとって利用しやすい司法制度の整備が要請されていること、

地方分権化が進展し、地域の自立と連携が進むほど、自治体やシンクタンクにも、高度な政策形成能力を持つ人材が必要となり、とりわけ急速に進む少子高齢化社会では、医療・看護・福祉・介護などに関わる自治体と地域における公共政策の役割が高まること、国際化の進展により、自治体や地域独自の国際的ネットワーク形成のための国際交流政策の必要性が高まり、外国人留学生の教育の重要性が高まっていること、さらに社会の高度専門化に伴い、社会人の再学習の必要性が高まっていること、などがあげられる。

本研究科は、これらの社会的要請に対応するため、法学公共政策学専攻内に、専門職コース、研究者コース、社会人キャリアアップコースの3コースを設け、これまでより高度化され、かつ総合化された教育を提供しようとするものである。

## 2) 人材養成目標

法学研究科の人材養成目標は、上記教育目標を踏まえ、学部における法学と公共政策学の教育をさらに高度化し、「現代社会が直面する諸課題を発見・分析・解決するために必要な幅広い知識、高度の理念及び調査分析能力を備えた法政策形成能力を有する人材」の養成である。修了者の具体的進路としては、国家公務員、地方自治体公務員、法曹以外の法律専門職（司法書士、税理士など）、裁判所書記官、行政の法務担当者、企業の法務担当者、国税専門官、国際公務員、マスコミ記者、シンクタンク調査研究員、NPO・NGOの指導員、金融機関をはじめとした各種民間企業人、法学あるいは政策学の研究を志す博士後期課程進学者などである。

## (3) 法学研究科の特徴

### 1) コース制

#### (a) 専門職コース

社会の国内的及び国際的なシステムの転換により、高度な公共政策の企画・立案能力を持ち自治体職員・シンクタンク研究員や高度な能力を備えかつ広い視野を持った法曹以外の法律専門職など、高度専門職業人への社会的必要性に应运え、より高度化され、かつ総合化された教育を行うコースであり、進路に応じて実務型教育を積極的に導入する。国家公務員、地方自治体公務員、法曹以外の法律専門職、国際公務員、その他の専門職として活躍できる人材を養成する。

#### (b) 研究者コース

博士後期課程に進学して研究者を志望する者、また特定分野について専門的な能力の習得を希望する者等を対象とするコースで、英語等外国語を重視したカリキュラムによる教育及びプロジェクト研究への参加など実践的指導を行い、大学やその他の各種研究機関で活躍できる人材を養成する。

#### (c) 社会人キャリアアップコース

社会人のリフレッシュ教育の需要に応えるためのコースで、社会人のために昼夜講義制、特別科目の設置などの教育上の配慮に加えて、新たに再学習支援機能を強化するために設けられたものである。社会人キャリアアップコースには、標準(2年)コースと1年在学コースがあり、前者は通常の2年間在学コースであるが、後者は、1年間の在学期間で修了して修士の学位が取得でき、個別指導による正規の授業時間帯に縛られない柔軟なカリキュラムによって、短期的に集中して効率的に学習することができる。

### 2) 修了要件及び学部開講科目の履修

#### (a) 修了要件

専門職コースと社会人キャリアアップコースの学生は、指導教員の指導により学位論文として「特定課題研究(特定分野や特定課題について、実務的問題に関する分析能力などを示す研究として位置づけられるもの。)」をもって修士論文に代えることができる。ただし、社会人キャリアアップコースのうち1年在学コースの学生の学位論文は、特定課題研究又は修士論文とする。

#### (b) 学部開講科目の履修

専門職コース及び社会人キャリアアップコースの学生で、学部開講科目の履修による補完的学習が有益であると認められた者が履修することができる。学部開講科目を履修することができる総単位数は、6単位までとなっている。

## (4) 研究及び管理運営

### 1) 研究の目的と特徴

法学研究科における研究は、上記教育目的に対応しかつそれを担保するものとして、法と政策に関する創造性豊かな卓越した研究及び基礎的研究、国際的・普遍的・地

域的課題に対応する研究、他分野との学際的研究、それらの研究成果の検証による研究の活性化と水準の向上、研究成果の国内外への公表とその積極的な社会還元を目標としている。

また、研究の特徴は、上記法学研究科における研究の目的に対応して、創造性、卓越性、学際性という研究の一般的要請に加えて、特に研究の組織化、国際化、地域化を特徴としている。

## 2) 管理運営の目的と特徴

法学研究科における管理運営は、上記教育の目的と研究の目的を達成するため、講師以上の法学部専任教員からなる研究科委員会を組織し、法学研究科の教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項、その他研究科の教育研究に関する重要事項を審議する。

また、研究科委員会の下に、大学院委員会を置き、教学に関する事項やその他法学研究科の管理運営上必要な事項について審議をした後、研究科委員会に提案し、承認を得る。

## 教育に関する自己評価

### 【法学部】

#### 1. 教育の目的と特徴

法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的にあるいは政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」を用いて、社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成することにある。具体的には、以下のような能力の育成を目指している。

- (1) 少人数の編成による演習や双方向的授業を通じて得られる、法的又は政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」
- (2) 現実の社会に生起する問題に対して、法と政策の双方向から対応しうる基礎的能力
- (3) 法的な考え方と政策的な考え方の基本を理解した上で、法的思考や政策的思考の社会的な役割と限界を認識する力
- (4) 幅広い視野と総合的判断力をもって、法的ないし政策的な考え方それ自体を批判的に認識する能力

法学部の教育は、上記教育目的を達成するために以下のような特徴をもっている。教育の質を充実するための方策として、シラバスによる授業の達成目標の提示、CAP制度、クラス担任制、オフィス・アワー制度、法学コースにおける基本法学クラス選抜、GPA制度、進級制度（3年次）と演習（4年次）履修条件の設定、などがあげられる。また、教育方法における特徴としては、少人数教育、新しい授業方法の導入、体験型・実習型教育の重視、学生による授業評価、などがあげられる。

#### 2. 自己評価の概要

##### (1) 評価基準1「教育の目的」

法学部では、中期目標において、学士課程における教養教育において、現代社会を生きる能力と学術への関心を培うとされ、学士課程の専門教育においては、社会構造の変化、価値観の多様化、とりわけ、法化社会の一層の進展に対応するため、法的知識を基礎にして社会問題を法的・政策的に、発見・分析・解決する基礎能力を備えた人材を養成するとしている。具体的には、教養教育においては、現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力および主体的な課題探求能力を涵養するため、3年次および4年次における教養教育科目の履修によって、特化した専門教育に偏らない均整のとれた専門基礎能力を有する人材を養成するとし、専門教育では、法曹に必要な資質と基礎的能力を備えた法曹志望者の養成、企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成、公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成を行うものとしている。

これらの教育目的、人材養成目標は、学部内の学生、教員に向けては、「法学部学生便覧」において、具体的な教育カリキュラムの説明と連動して詳細に説明されており、学生、教員の勉学、教育活動の指針となっている。

「熊本大学法学部案内」やウェブ・ページにおいて、そのような教育目的、人材養成目標を社会的にも周知することに努めている。

##### (2) 評価基準2「教育の実施体制」

平成15年度までは、法学科および公共政策学科の2学科体制だったが、平成16年度に、法科大学院を設置して、従来の約半数の教員が法科大学院配属となったのに伴って、法学部では定員減を行い、また、法学科のみの1学科体制に変更した。

学科は1学科となったが、平成16年度以降は、進路指向型のコース別教育を取り入れ、3年次以降の学生を、「法学コース」と「公共政策コース」に分け、法学コースはさらに、主に法科大学院への進学を志望する学生を対象とした「基本法学クラス」と、主に一般企業への就職を希望する学生を対象とした「企業法学クラス」を設置している。



これらはそれぞれ、法学部の人材養成目標のうち、法学コースの基本法学クラスが「法曹に必要な資質と基礎的能力を備えた法曹志望者の養成」に、法学コースの企業法学クラスが「企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成」に、公共政策コースが「公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成」に対応するものとして構想されている。

1,2 年次では、教養教育科目と法学部生として必要な専門基本科目を、学部共通で開講している。

教養教育では、社会、経済の構造変化と国際的な相互依存関係や世界的規模での競争の中で、市民社会の健全な発展に貢献し、職業人として指導的な役割を果たす人材を育成するために、幅広い教養に裏打ちされた批判的思考力と総合的判断力を修得させることを重視して教育体制が整備されている。

教育活動に関する審議機関としては、常設機関として教授会、教務学生委員会が設置されており正常に機能している。さらに現行カリキュラムの問題点の検討とカリキュラム改正に特化したカリキュラム検討委員会が設けられるなど、教育活動に関する学部内の審議は有効に行われている。

### (3) 評価基準3「教員及び教育支援者」

教員組織編成のための基本方針を有し、それに基づいた教員組織の編成に取り組んでいる。教育課程を遂行するために必要な教員の確保に努めているが、平成16年度の法科大学院の設置以降、全国的に実定法系教員の不足状況が続いており、学部として積極的に採用人事を進めているが、本学部から他大学へ転出する教員も少なくなく、今後より一層の採用に向けての積極的な取組が必要である。教員の採用基準や昇格基準を定め適切な運用がなされている。教育上の指導能力の評価については、教員の昇格又は採用時に研究業績及び教育実績を重要な判断材料として決定している。授業改善のためのアンケートを実施し、その集計結果及び分析結果などをFD委員会が中心となって報告書として取りまとめている。教育研究上の評価については、毎年、全教員が研究計画書(当該年度の研究計画と前年度の研究の成果を記載したもの)を提出し、それらを冊子体にして全教員が共有するようにしている。教育課程を展開するために必要な教育支援者の配置については、事務職員の過重な業務負担の現状等により十分とはいえない状況にある。TAの活用は、計画的に行われている。

### (4) 評価基準4「学生の受入」

本学部は、教育の理念・目的に沿って入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確に定め、適切に公表、周知している。ただし、留学生、社会人、編入学生の受入等に関して特別の方針が設定されていない点や説明会のうち、体験入学参加者数が低減傾向である点も注意が必要である。

アドミッション・ポリシーと学生の受入方法との関係は整理を始めたばかりであるが、各入試方法は本学部にもふさわしい学生の採用のために実質的に機能してきたことが、入学後の成績の追跡調査からうかがえる。

実際の入学者選抜は適切な実施体制により公正に実施されてきている。入学定員と実入学者数との関係も適正を維持しており、定員管理は適切に行われている。ただ、スタッフの人手不足は深刻であり、入試の確実な実施の観点からも早急な教員定員充足が望まれる。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を継続的に行い、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。ただし、アドミッション・ポリシーと各入試との関係は整理中であり、検証・改善の取組を組織的に行う予定である。

法学部説明会(7月福岡、8月熊本)や体験入学(3月)など、法学部独自の入試広

報活動を行っている点は、全学や高校からも評価されている。

入試の多様化と独自の選抜という点で、推薦入試、帰国子女特別選抜、3年次編入学試験について、本学部の特色が見られる。特に推薦入試入学者の平均的成績は他の入試形態入学者よりも良好である。

毎年度概ね適切に入試は実施されており、適宜その改善にも取り組んでいる。アドミッション・ポリシーと各入試との関係の整理が途上であることや、入試の実施及び検証の体制に検討を要する点が見られはするが、本学部の学生の受入は良好である。

#### (5) 評価基準5「教育内容及び方法」

授業科目は、教養教育科目群、法学部一般に必要な学部共通専門基本科目群及び法学部の人材養成目的にふさわしい進路指向型の教育を行う3・4年次向けの科目群とに大別される。

教養教育では、幅広い教養に裏打ちされた批判的思考力と総合的判断力を修得することを重視し、特に、既修、初修の外国語、高校からの転換教育を行う基礎セミナー、コンピュータの基礎を学ぶ情報基礎を必修として、国際化と情報化に対応しうる外国語運用と情報発信に関する学生の能力の育成、向上を目指している。

専門教育のうち、1・2年次向けの学部共通専門基本科目群では、進路志向別コース分けに先立つ2年間に、法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目（法学入門、政治学入門、経済学入門、現代社会の法と政策、職業選択と自己実現、法の理論、憲法（2科目）、民法（5科目）、刑法（2科目）、政治理論、現代行政論、経済学（2科目）、行政法、国際法）を事実上の必修科目として共通に学習し、法学部として必要で、かつ本学部に特有の専門の基礎・基本と幅広い視野を身につけることを目標としている。

専門基本科目群に加えて、3・4年次には、各コース、クラスごとに、法学コースコア科目（商法、民事訴訟法、労働法）、基本法学クラス必修科目（特論6科目）、公共政策コースコア科目（公共政策論、経済政策、公共経済学、行政法）等を配して、全体として、各コース、クラスが有する教育目的、人材養成目標に即した授業内容を提供することを意図している。

他大学、他学部、留学、インターンシップ等、外部での教育機会による単位認定等の幅広い配慮が見られ、多様な学習傾向に対応している。

法学部の講義の特徴として、大講義室の一方的講義が多くなる傾向があるが、少人数で目の行き届いた教育を行うために、1年次から4年次まで、全学期に演習を必修として開講している（演習総計16単位）。また、演習を中心に、大学院生をTAとして採用し、学生の学習・生活の相談、議論の活性化等に役立てている。

演習以外にも外書講読等の講読型の授業を、個人的な対話を重視した、学生に対するきめの細かい指導の場としている。

平成16年度からは、基本法学クラスの必修授業（公法特論、民事法特論、刑事法特論）で対話型授業を導入して、法科大学院の授業への導入教育としている。

#### (6) 評価基準6「教育の成果」

法学部では、学部と大学院の役割分担を明確に踏まえつつ、学部として養成しようとする人材像が設定され、それぞれの人材像に応じて履修モデルが設定され、各種試験、資格取得のための方策も策定されている。

達成状況の検証・評価は進路支援委員会が行っており、その結果は、随時教授会に報告されている。平成16年度から18年度にかけての卒業後の進路を見ると、法科大学院への進学者は10名、18名、10名、民間企業就職者は94名、79名、118名、公務員は50名、61名、38名、法科大学院以外の大学院への進学者は17名、7名、15名となっ

ている。(進路支援委員会「法学部卒業生進路調査総括表」平成19年3月30日)

平成16年度入学生からは、2年次から3年次への進級に際して、2年次末時点で、教養教育・専門教育合計で64単位以上を取得することを進級要件として新たに設定したが、不合格者は、平成17年度末25名(11.4%)、18年度末27名(11.5%)である。この数値は、従来の留年率を下回るものとなっている。

また、すべての入学年次生で、3年次末で合計81単位以上修得していなければ4年次必修科目の演習を履修できないとする要件を設けており(法学部履修細則4条)これが実質的に4年次への進級要件となっているが、従来のカリキュラムが適用されていた平成15年度入学生の4年次への進級率は93.52%であるのに対して、現行カリキュラムが適用される平成16年度入学生の進級率は98.07%となっており、明らかに単位取得率、進級率は改善が見られる。

平成16年度後期開講科目についての授業改善アンケートにおける「全体として、この授業はどの程度有意義でしたか」の問いに対する学生の総合評価によれば、「有意義であった」と答えた学生は82.1%、「有意義でなかった」と答えた学生は15.9%であり、全学の評価が「有意義であった」80.6%、「有意義ではなかった」17.4%と比較すると、学生の満足度は高いといえる。

教育の成果・効果に関しては、インターンシップ受入先、就職先等からの評価は非常に高いため、大きな問題はないと判断されるが、企業関連法律科目及び会計関連科目等の一層の充実の必要性がある。卒業生、就職内定者からの意見聴取においても、教育に関する大きな不満は聞かれていない。

#### (7) 評価基準7「学生支援等」

平成16年度以降、全学年に演習を必修とし、演習指導教員がクラス担任機能を担うことになったため、学生に、学習の相談、助言をきめ細かく行うことができるようになった。

履修指導に関しては、毎年度、年度初めに、学年ごとに、教務学生委員会がきめ細かな履修指導を中心としたガイダンスを実施し、さらに、学生一人一人についての指導を、全学年で、演習科目の指導教員が行っている。

平成17年度以降、学生代表と学部長との懇談会が定期的に催されており、学生の要望を直接聞く機会ができた。また、各演習においても、学生の意見聴取は普段から行われており、重要なものは、教務学生委員会をはじめ、関係各委員会に演習担当教員を通じて伝達されている。

留学生についてはチューター制度を利用して支援が行われている。チューターは留学生の指導教員の推薦によって採用されている。留学生に対する特別授業等は、全学で実施されているものの他に、学部独自に行っているものはない。

社会人学生、障害のある学生に対する学部独自の支援制度は設けられていない。

法学部生による自主的学習サークルやその他のサブゼミ等による利用を含めて、空いている教室の自主的学習のための利用は積極的に認めているが、法学部の建物自体が慢性的に手狭な状態が続いているために、自習室等の整備は行うことができないのが現状である。

情報機器を自由に使用できる環境に対する学生の要望は強いが、機器を管理する人員の確保を含めて環境整備が遅れている。

法学部生が特に利用する雑誌類は、学部内に法学部図書室を設けて、利用の便宜を図っている。

学生への経済面での援助に関しては、学部独自の奨学金、授業料免除等を行うことができる状況ではないため、全学の枠内での奨学金、授業料免除の利用によって行われている。

## (8) 評価基準8「教育の質の向上及び改善のためのシステム」

教育の質の向上及び改善のために、定期的に行われる授業評価アンケートを実施し、その調査結果及び分析結果を「授業実績報告書」として作成して各教員に配布している。また、学生が自主的に組織している行事实行委員会との懇談により、授業評価、満足度評価、学習環境評価等、学生からの意見を聴取し、教育の質の向上及び改善に役立てている。それらの成果は、学部学生に対する学外関係者の高い評価からもうかがえる。

## 【法学研究科】

### 1. 教育の目的と特徴

法学研究科の教育目的は、社会システムの国内的・国際的転換によって、高度な能力を備えかつ広い視野を持った法曹以外の法律専門職（司法書士、税理士など）や、高度な政策を企画・立案する能力を身につけた自治体職員、シンクタンク研究員などの高度専門職業人の存在が重視されてきていることから、将来、学問研究を志す若い研究者を養成することを旨とするほか、多様な職業に従事している社会人のリフレッシュ教育、さらに留学生の教育など「現代社会が直面する諸課題を発見・分析・解決するために必要な幅広い知識、高度の理念及び調査分析能力を備えた法政策形成能力を有する」高度専門職業人の養成である。

本研究科は、これらの教育目的を達成するため、法学公共政策学専攻内に、専門職コース、研究者コース、社会人キャリアアップコースの3コースを設け、これまでより高度化され、かつ総合化された教育を提供しようとするところに特徴があり、また、修了要件の工夫や学部開講科目の履修を可能とするなど社会人や法学部以外からの進学者に対する配慮を行っている。

### 2. 自己評価の概要

#### (1) 評価基準1「教育の目的」

法学研究科では、中期目標において、「法と政策に関する高度の専門的知識をもって公共政策を担う高度専門職業人の養成と社会人のリフレッシュ教育を主たる目標とする。同時に法曹以外の準法曹の養成や博士課程進学希望者への指導も積極的に行う」という教育目標を設定し、また学生便覧においても「現代社会が直面する諸課題を発見・分析・解決するために必要な幅広い知識、高度の理念及び調査分析能力を備えた法政策形成能力を有する人材」の育成を人材養成目標として掲げている。

これらの教育目標、人材養成目標は、学生便覧等を通じて学生、教員に周知されており、学生の勉学の指針となっていると同時に、教員にも教育指針となっている。

一方、社会に対しては、より一層の情報発信が必要であると思われる。

#### (2) 評価基準2「教育の実施体制」

法学研究科は、法と政策に関する高度の専門知識をもって公共政策を担う専門職業人の養成と社会人のリフレッシュ教育を主たる目標として設定されている。その目標を達成するために、本研究科は法学公共政策学の一専攻内に、「専門職コース」、「研究者コース」、「社会人キャリアアップコース」の三つのコースを置いている。「専門職コース」は国家公務員、地方公務員、法曹以外の法律専門職、国際公務員、マスコミなどへの就職を想定したコースであり、「研究者コース」は博士後期課程へ進学し研究者を志望する者、また特定の分野について専門的な能力の修得を希望する者を対象としたコースであり、「社会人キャリアアップコース」は社会人のリフレッシュ教育の需要に応えるためのコースで、通常の2年標準コースのほかに、1年で修士号が取得できる1年在学コースがある。

法学研究科の教育研究活動に関する重要事項を審議する機関として法学研究科委員会を置いている。本研究科委員会での主要議題は、学生の身分異動、入試に関する事項、入学者の判定、修士論文の合否判定、修了判定などである。その他に学位論文題目の審議や奨学金、研究生などの審議を随時行っている。また、大学院の教育研究活動に係る事項は、大学院委員会が一括して所掌している。したがって、大学院委員会は、法学研究科の教育課程や教育方法等に関する事柄について対応すべき課題が生じたときに検討している。大学院委員会委員は、3名で構成され、委員長が1名置かれている。大学院の教育課程や教育方法等に関する事項は、大学院委員会で審議・検討し、同委員会で得られた検討結果を法学研究科委員会に提案するという手続きを踏んでいる。大学院委員会の所掌事項は、学部の教務学生委員会ほどが多くないので、定例の会議は行わず、審議すべき課題に応じて随時開催している。

### (3) 評価基準3「教員及び教育支援者」

教員組織編成のための基本方針を有し、それに基づいた教員組織の編成に取り組んでいる。教育課程を遂行するために必要な教員の確保に努めているが、平成16年度の法科大学院の設置以降、全国的に実定法系教員の不足状況が続いており、学部として積極的に採用人事を進めているが、本学部から他大学へ転出する教員も少なくなく、今後より一層の採用に向けての積極的な取組が必要である。教員の採用基準や昇格基準を定め適切な運用がなされている。教育上の指導能力の評価については、教員の昇格又は採用時に研究業績及び教育実績を重要な判断材料として決定している。授業改善のためのアンケートを実施し、その集計結果及び分析結果などをFD委員会が中心となって報告書として取りまとめている。教育研究上の評価については、毎年、全教員が研究計画書(当該年度の研究計画と前年度の研究の成果を記載したもの)を提出し、それらを冊子体にして全教員が共有するようにしている。教育課程を展開するために必要な教育支援者の配置については、事務職員の過重な業務負担の現状等により十分とはいえない状況にある。TAの活用は、計画的に行われている。

### (4) 評価基準4「学生の受入」

法学研究科は、一専攻のもとに三つのコースを設けているが、この3つの共通のアドミッション・ポリシーを作成し、研究科案内やWeb上において公表している。

3つのコースのうち、「専門職コース」及び「研究者コース」希望者に対しては、一般選抜、学内推薦特別選抜、及び外国人留学生特別選抜が行われ、「社会人キャリアアップコース(標準(2年)コース/1年在学コース)」希望者に対しては社会人特別選抜が、通常第1期と第2期に分けて行われ、それぞれに合否判定基準が設定されている。なお、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の中でも触れられているように、研究者コースでは、特に外国語の能力が求められるため、学力検査、面接及び成績証明書等の書類を総合して行われる一般選抜において、研究者コースの志望者は、学力検査に際して外国語1科目を受験することが条件とされている。

大学院の入学者選抜は学部の入学者選抜と異なり、全受験者が共通の試験を受けるわけではない。一般選抜、学内推薦特別選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜と、選抜種類によって選抜方法は異なる。

一般選抜の学力検査は専門科目2科目、または専門科目1科目と外国語科目1科目のどちらかを選択することができ、外国人留学生特別選抜は専門科目1科目である。どちらも、専門科目は専攻予定科目に対応して出題される。専門科目の試験内容は出題者の裁量に任されているが、アドミッション・ポリシーとの関係について留意するように努めている。

一方、社会人特別選抜の小論文は受験者共通のものであり、試験内容は本研究科で学ぶに当たって必要とされる能力を考慮したものである。試験問題作成を担当する小論文

委員会と大学院委員会の間で、特別に協議を行ってはいないが、小論文作成にあたっては出題委員の間で問題内容が慎重に検討されているため、アドミッション・ポリシーに掲げられた本研究科の教育目標は十分に考慮されている。

全ての選抜種類に課されている面接においては、面接委員に研究科長、または大学院委員会委員が含まれているため、本研究科で学ぶために必要とされる能力や資質について共通的な質問がなされている。

本研究科は、実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にはなっていないが、平成16年度入学試験より徐々に定員を下回るようになってきている。

本研究科における入学者選抜を的確に行うために、大学院委員会、ならびに毎年度確認される入試実施要項に基づいて設置される試験実施委員会及びアドミッション委員会がその任にあたっている。

#### (5) 評価基準5「教育内容及び方法」

法学研究科では、法と政策に関する高度の専門知識をもって公共政策を担う専門職業人の養成と社会人のリフレッシュ教育を主たる目標としている。その目標を実現すべく、大学院法学研究科は法学公共政策学の一専攻を設け、この専攻のもとに、「専門職コース」「研究者コース」「社会人キャリアアップコース」の三つのコースを置き、入学者の目的やニーズに合った授業が行えるようになってきている。社会人の1年在学コースや調査研究に主眼を置いた「特定課題研究」など社会人のニーズに対応した授業内容及び方法が設定されており、学生のニーズに合った形で学位を取得できるよう配慮している。授業では、特に理論と実務の架橋を目標としており、法理論、政治及び経済の理論的授業のほかに、法律実務演習や公共政策実務演習、また社会調査実習なども開講され、どのコースを選択しても、学生は大学院レベルの理論的知識のほかに、実務的知識も習得できるようになっている。またインターンシップ科目も設け、職業人としての訓練もできるようにしている。さらに教員の最新の研究成果が反映された授業も開講されており、大学院の授業としてのクオリティを保っている。

ただし、現在は、教員が個別に学生のニーズに合った授業を工夫しているのが現状であり、コースごとのカリキュラムのより一層の整備に努める。

#### (6) 評価基準6「教育の成果」

法学研究科では、次のようなアドミッション・ポリシーを掲げている。

社会の問題に深く鋭い関心を持ち、法的・政策的に解決すべき課題をもっている人

他者の意見に耳を傾け、自己の意見を説得的に伝え、また論理化・文章化できる人

外国語の能力を活かして、広い視野から問題を考察できる人

持続的な強い探究心・向上心を持ち、自己の知識のリフレッシュ、問題解決の理論化を求めている人

こうしたアドミッション・ポリシーのもと、本研究科では、高度専門職業人を養成するための「専門職コース」、社会人の再学習とキャリアアップ支援のための「社会人キャリアアップコース」、大学院博士後期課程進学希望者が基礎的研究能力をつけるための「研究者コース」の3コース制を採っている。

具体的には、「専門職コース」としては、社会が国内的にも国際的にもシステム転換する中で、高度な能力を備え、広い視野を持った法曹以外の法律専門職や高度な公共政策の企画・立案能力を持った自治体職員・シンクタンク研究員など、高度専門職業人を想定し、次に、「研究者コース」としては、特定分野について専門的な能力の習得を希望する者、博士後期課程に進学して、研究者を志望する者等を想定している。さらに、「社会人キャリアアップコース」は、社会人のリフレッシュ教育の需要に応えるために、

昼夜開講制を採用し、特別科目の設置など教育上の配慮に加えて、新たな再学習支援機能を強化するために設定されたコースである。

留年率に関しては、平成 16 年度以降の修了予定者のうち、留年者の占める割合（留年率）は次のとおりである。平成 16 年 3 月修了予定者では 34.5%、平成 17 年 3 月修了予定者では 46.6%、平成 18 年修了予定者では 31.2% である。また就職先をみると、平成 16 年度は民間企業に就職した者、6 名、公務員 3 名、進学（博士課程）4 名、未就職 5 名という状況である。平成 17 年度は民間企業 11 名、公務員 1 名、進学 1 名、未定 6 名である。平成 18 年度は民間企業 8 名、公務員 3 名、進学 1 名、未定 6 名である（いずれの年度も社会人を除いた数字である）。

就職に際して社会科学系大学院修了のメリットが必ずしも明確ではない現状に照らして、出口をいかに確保するかが今後の課題である。

#### （ 7 ） 評価基準 7 「学生支援等」

法学研究科では毎年度、年度初めに、大学院委員会が新入生を対象として履修指導を中心としたガイダンスを実施しているが、一般的な履修方法などの説明以外は、授業のとり方や研究方法、論文指導のあり方等はすべて各専門ごとに相当程度異なっており、一律のガイダンスは有意義とはいえない面があるため指導教員に任されている。これまで履修方法や専門選択に関して問題が発生したことはなく、適切に指導がなされていると判断できる。

留学生支援等はチューターの協力を得て行われているが、その他の生活支援などは大学院委員会などの組織としては対応しておらず全学的な制度に依拠する部分がほとんどである。研究科に独自の財源がないため、やむを得ない面がある。

大学院生による自主的学習サークルやその他のサブゼミ等による利用を含めて、空いている教室の自主的学習のための利用は積極的に認めているが、法学部の建物自体が慢性的に手狭な状態が続いているために、グループ討論室などの整備は行うことができないのが現状である。建物の整備ができていないために学生の自主学習のための環境は劣悪な状況であり、大学院生の不満も大きい。

#### （ 8 ） 評価基準 8 「教育の質の向上及び改善のためのシステム」

法学研究科では組織的な取り組みとして、教育活動の実態を示すデータや資料を収集するという事は実施には至っていない。大学院教育は、学部教育とは異なり担当教員の専攻科目の特質に依ることが大きく、少人数教育のため、教育について共通の取組を実施しにくいのが現状である。

本研究科においては、学生は多くの専攻科目に分かれ、各専攻の学生数は少人数である。授業においても受講者は少人数で、受講者が 1 人や 2 人といったことも珍しくない。また、大学院教育の中心は、指導教員による論文指導であり、教育方法は担当教員の裁量に任される部分が多い。このため、教育活動の様態は多様であり、大学院委員会が調査のための共通のフォーマットを用意したり、資料を収集したりといったことが困難となっている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、専門の異なった個々の教員が、それぞれの学生のニーズに沿った授業や研究指導を行っている。

## 研究に関する自己評価

### 【法学部】

#### 1. 研究の目的と特徴

##### (1) 研究の目的

法学部はその教育目的として、法的政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」、「法と政策から現実社会に生起する諸問題に対応しうる基礎的能力」、「法的政策的な考え方と、その社会的役割と限界を認識する能力等の育成、を掲げている(資料「平成19年度法学部学生便覧」)。

法学部における研究は、この教育目的に対応しかつそれを担保するものとして、法と政策に関する創造性豊かな卓越した研究と基礎的研究、国際的普遍的地域の課題に対応する研究、他分野との学際的研究、それらの研究成果の検証による研究の活性化と水準の向上、研究成果の国内外への公表とその積極的な社会還元、を目標としている。(資料「中期目標・中期計画、2. 研究に関する目標を達成するための措置 法学部」)

##### (2) 研究の特徴

以上の法学部における研究の目的に対応して、法学部の研究は、創造性、卓越性、学際性という研究の一般的要請に加えて、特に研究の組織化、国際化、地域化を特徴としている。

組織化：教員個人の研究水準の向上の必要性はいうまでもないが、法学部では、特に共同研究の組織化を課題として取り組んでいる。法人化前の平成10～11年にも「持続可能社会の総合的研究」等があったが、平成15年より2つの拠点形成研究(B)（「社会の『法化』に最適な司法制度と紛争解決システムの構築」と「脱近代社会の秩序形成の原理と政策に関する研究」）を開始し成果をあげているが、なお研究の組織化と拡大が望まれる。

国際化：研究の世界水準化と成果の世界発信は、今日、社会科学においても不可欠の要素として重要である。これを目指して、法人化前から中国・韓国と研究教育交流を開始したが、平成17～18年には2つの拠点形成研究(B)によるフランス・中国・韓国との国際シンポジウムを開催した。しかし、国際学会での報告や外国語による著書・論文はまだ数えるほどしかなく、今後の課題である。

地域化：社会科学でも地域研究の重要性がいわれる中、法学部も地域課題の解決へ向けて、地域連携と地域研究を進めてきた。地域の法曹との熊本法律研究会、他部局と合同で行った政策法務研究会や地域連携フォーラム(平成11～17年)での地域向け公開講座を通して地域研究を行い、成果を上げた。これは、地方国立大学として今後とも重視すべき視点である。

#### 2. 自己評価の概要

##### (1) 評価基準1「研究の目的」

観点B1-1-1〔研究活動の基本方針や達成しようとする基本的な成果等が明確に定められているか〕について、法学部は「中期目標・中期計画」の「研究に関する目標」及び「研究に関する目標を達成するための措置」において、例えば2つの研究課題(拠点形成研究B)などについて具体的かつ明確に定めている。

しかし、観点B1-2-1〔目的が、学部の構成員(教職員及び学生)に周知されているか〕については、学部の目的は、その具体化としての研究活動推進委員会の新設とその活動や拠点形成研究への参加といった、目的の具体化施策化を通して構成員の中の教職員には知られるようになったものの、中期目標を具体化した学部の研究の基本方針それ自体を策定し、これを学生を含む全構成員に周知させることはしなかった。

さらに観点B1-2-2〔目的が、社会に広く公表されているか〕についても、学部の概



要や紹介パンフレットは教育の目標や内容の紹介はしてはいるが、研究組織としての法学部の研究目的について触れてはいない。

全体として法学部は、研究の目的とその達成のための措置について明確に定めてはいるものの、これを、学生を含む全構成員に周知せしめ広く社会に公表する必要がある。

## (2) 評価基準2「研究の実施体制」

1) 研究の実施体制及び支援・推進体制の整備と機能に関しては、研究を推進する本務教員の欠員、これを補佐する事務職員や研究補助者の不足、研究スペースの不足や図書利用の不便という人的物的資源の不足が最大の問題である。しかし他方、研究活動を企画・立案・支援する研究活動推進委員会、地域連携・国際交流委員会、地域連携フォーラム(17年度末まで)及び研究成果を発表するための編集委員会等の研究推進組織は整備され機能しており、「熊本法学」等の紀要や「法学会叢書」等の出版も行われている。

2) 研究活動に関する施策の適切な決定と実施については、(1)に述べた各種委員会が研究の活性化とその質の向上へ向けて、科研費申請率のアップ対策、「研究計画書一覧」の作成・配布、紀要の電子化や査読制の導入、紀要の定期刊行や「法学会叢書」及び「地域連携フォーラム叢書」などの出版、さらには拠点形成研究や地域研究等の共同研究や国際共同研究の構築といった適切な施策を行ってきた点で評価できる。これらの施策はまだ始まったばかりで、共同研究や国際シンポジウム、著書や論文など研究成果の発表もまだ少なく、その結果、学位取得者数も増えていない。

研究の活性化へ向けた一層の施策の展開が望まれる。

3) 研究活動の質の向上ための研究活動の検証と問題点の改善については、平成17年度から「研究計画書一覧」を作成し本務教員に配布している点、18年度から教員の個人活動評価が始まった点で、評価できる。しかしこの評価データを踏まえて、評価委員会が学部の研究活動状況を組織的に点検評価しその問題点を改善する取り組みはまだこれからであり、「研究計画書一覧」も学内や社会へ公開する必要がある。

## (3) 評価基準3「研究の成果」

法学部ではその研究目的として、創造性豊かで卓越した、基礎的研究及び国際的普遍的な地域の課題に関わる研究及び自然科学や生命科学との学際的研究を行い、その成果を学内外や世界に公表し還元することをあげている。その観点から、学部では共同研究(特に拠点形成研究)とともに各人の研究水準の向上を目指し、そのための研究の推進・支援体制を組み施策を施し、より多くの成果とその発信を意図している。

以上の法学部の研究目的は、教授会や研究活動推進委員会を通して教職員には知られてはいるが、学部紹介資料などに記載されておらず、学生や広く社会に周知されてはいない。これは、研究は教員個人が学会を通して行うものだという従来の意識の反映であろうが、今後は学部の研究目的を広く社会に周知しこれと連携することが必要であろう。

研究の実施体制及び支援・推進体制の整備については、本務教員の欠員や研究を補佐する事務職員や研究補助者、さらに共同研究スペースが不足し図書利用も不便で、研究の人的物的資源を欠いている。しかし他方、研究活動を企画・推進する研究活動推進委員会、地域連携・国際交流委員会は機能し、研究成果は編集委員会によって紀要や叢書として刊行されている。また施策としては、科研費申請の向上策、「研究計画書一覧」や紀要の査読制の導入及びその電子化など研究の活性化が進んでおり、評価できる。今後は、施策や成果の評価と問題点の改善へ向けて評価委員会の活動が望まれる。

研究活動とその成果については、共同研究として2つの拠点形成研究が2つの国際シンポジウムや著書、及び地域連携フォーラムが他部局との共同で『地域連携フォーラム叢書』(4点)などの成果を出したことは評価できるが、その規模はまだ小さい。個人の

研究成果は、学部(平均 30 人)全体で 3 年間に、著書 3 点、論文 78 点、その他 66 点と絶対量が少なく、きわめて高い評価の SS の業績は 2 点、S は 7 点である。また、国際的共同研究(3 年間で 2 件)や成果の国際的発信も少ない。

科研費については平成 16 年度を境に申請者数・採択数が増えた点は評価できるが、その後漸減しており、その他の外部資金の獲得もまだ十分ではない。

## 【法学研究科】

### 1. 研究の目的と特徴

#### (1) 研究の目的

法学研究科はその教育目的として、法学部における法学と公共政策学の教育をさらに高度化し、「現代社会が直面する諸課題を発見・分析・解決するために必要な幅広い知識、高度の理念及び調査能力を備えた法政策形成能力を有する人材」の養成を目標としている。(資料「平成 19 年度 法学研究科学生便覧」)

法学研究科における研究は、この教育目的に対応しかつそれを担保するものとして、法と政策に関する創造性豊かな卓越した研究と基礎的研究、国際的普遍的地域の課題に対応する研究、他分野との学際的研究、それらの研究成果の検証による研究の活性化と水準の向上、研究成果の国内外への公表とその積極的な社会還元、を目標としている。(資料「中期目標・中期計画、2. 研究に関する目標を達成するための措置 法学研究科」)

#### (2) 研究の特徴

以上の法学研究科における研究の目的に対応して、法学研究科の研究は、創造性、卓越性、学際性という研究の一般的要請に加えて、特に研究の組織化、国際化、地域化を特徴としている。

組織化：教員個人の研究水準の向上の必要性はいうまでもないが、法学研究科では、特に共同研究の組織化を課題として取り組んでいる。法人化前の平成 10～11 年にも「持続可能社会の総合的研究」等があったが、平成 15 年より 2 つの拠点形成研究(B) (「社会の『法化』に最適な司法制度と紛争解決システムの構築」と「脱近代社会の秩序形成の原理と政策に関する研究」)を開始し成果をあげているが、なお研究の組織化と拡大が望まれる。

国際化：研究の世界水準化と成果の世界発信は、今日、社会科学においても不可欠の要素として重要である。これを目指して法学研究科では、法人化前から中国・韓国と研究教育交流を開始したが、平成 17～18 年には 2 つの拠点形成研究(B)によるフランス・中国・韓国との国際シンポジウムを開催した。しかし、国際学会での報告や外国語による著書・論文はまだ数えるほどしかなく、今後の課題である。

地域化：社会科学でも地域研究の重要性がいわれるなか、法学研究科も地域課題の解決へ向けて、地域連携と地域研究を進めてきた。法律学系では地域の法曹との熊本法律研究会、政策系では他部局と合同で政策法務研究会や地域連携フォーラム(平成 11～17 年)での地域向け公開講座を通して地域研究を行い、成果を上げた。これは、地方国立大学として今後とも重視すべき視点である。

### 2. 自己評価の概要

#### (1) 評価基準 1「研究の目的」

観点 B1 - 1 - 1(研究活動の基本方針や達成しようとする基本的な成果等が明確に定められているか)について、法学研究科は「中期目標・中期計画」の「研究に関する目標」及び「研究に関する目標を達成するための措置」において、例えば 2 つの研究課題(拠

点形成研究B)などについて具体的かつ明確に定めている。

しかし、観点B1-2-1〔目的が、研究科の構成員(教職員及び学生)に周知されているか〕については、研究科の目的は、その具体化としての研究活動推進委員会の新設とその活動や拠点形成研究への参加といった、目的の具体化施策化を通して構成員の中の教職員には知られるようになったものの、中期目標を具体化した研究科の研究の基本方針それ自体を策定し、これを、学生を含む全構成員に周知させるには至っていない。

さらに観点B1-2-2〔目的が、社会に広く公表されているか〕についても、研究科の概要や紹介パンフレットは教育の目標や内容の紹介はしているが、研究組織としての法学研究科の研究目的については触れてはいない。

全体として法学研究科は、研究の目的とその達成のための措置について明確に定めているものの、これを、学生を含む全構成員に周知せしめ広く社会に公表する必要がある。

## (2) 評価基準2「研究の実施体制」

- 1) 研究の実施体制及び支援・推進体制の整備と機能に関しては、研究を推進する本務教員の欠員、これを補佐する事務職員や研究補助者の不足、研究スペースの不足や図書利用の不便という人的物的資源の不足が最大の問題である。しかし他方、研究活動を企画・立案・支援する研究活動推進委員会、地域連携・国際交流委員会、地域連携フォーラム(17年まで)及び研究成果を発表するための編集委員会等の研究推進組織は整備され機能しており、「熊本法学」等の紀要や「法学会叢書」等の出版も行われている。
- 2) 研究活動に関する施策の適切な決定と実施については、(1)に述べた各種委員会が研究の活性化とその質の向上へ向けて、科研費申請率のアップ対策、「研究計画書一覧」の作成・配布、紀要の電子化や査読制の導入、紀要の定期刊行や「法学会叢書」及び「地域連携フォーラム叢書」などの出版、さらには拠点形成研究や地域研究等の共同研究や国際共同研究の構築といった適切な施策を行ってきた点で評価できる。これらの施策はまだ始まったばかりで、共同研究や国際シンポジウム、著書や論文など研究成果の発表もまだ少なく、その結果、学位取得者数も増えていない。研究の活性化へ向けた一層の施策の展開が望まれる。
- 3) 研究活動の質の向上のための研究活動の検証と問題点の改善については、平成17年度から「研究計画書一覧」を作成し本務教員に配布している点、18年度から教員の個人活動評価が始まった点で、評価できる。しかしこの評価データを踏まえて、評価委員会が学部の研究活動状況を組織的に点検評価しその問題点を改善する取組はまだこれからであり、「研究計画書一覧」も学内や社会へ公開する必要がある。

## (3) 評価基準3「研究の成果」

法学研究科ではその研究目的として、創造性豊かで卓越した、基礎的研究及び国際的普遍的地域的課題に関わる研究及び自然科学や生命科学との学際的研究を行い、その成果を学内外や世界に公表し還元することをあげている。その観点から、研究科では共同研究(とくに拠点形成研究)とともに各人の研究水準の向上を目指し、そのための研究の推進・支援体制を組み施策を施し、より多くの成果とその発信を意図している。

以上の法学研究科の研究目的は、教授会や研究活動推進委員会を通して教職員には知られてはいるが、研究科紹介資料などには記載されておらず、学生や広く社会に周知されてはいない。これは、研究は教員個人が学会を通して行うものだという従来の意識の反映であろうが、今後は研究科の研究目的を広く社会に周知しこれと連携することが必要だろう。

研究の実施体制及び支援・推進体制の整備については、本務教員の欠員や研究を補佐する事務職員や研究補助者、さらに共同研究スペースが不足し図書利用も不便で、研究の人的物的資源が不足している。しかし他方、研究活動を企画・推進する研究活動推進

委員会、地域連携・国際交流委員会は機能し、研究成果は編集委員会によって紀要や叢書として刊行されている。また施策としては、科研費申請の向上策、「研究計画書一覧」や紀要の査読制の導入およびその電子化など研究の活性化が進んでおり、評価できる。今後は、施策や成果の評価と問題点の改善へ向けて評価委員会の活動が望まれる。

研究活動とその成果については、共同研究として2つの拠点形成研究が2つの国際シンポジウムや著書、及び地域連携フォーラムが他部局との共同で『地域連携フォーラム叢書』（4点）などの成果を出したことは評価できるが、その規模はまだ小さい。個人の研究成果は、学部(平均30人)全体で3年間に、著書3点、論文78点、その他66点と絶対量が少なく、きわめて高い評価のSSの業績は2点、Sは7点である。また、国際的共同研究(3年間で2件)や成果の国際的発信も少ない。

科研費については平成16年を境に申請者数・採択数が増えた点は評価できるが、その後漸減しており、その他の外部資金の獲得もまだ十分ではない。

## 管理運営に関する自己評価

### 1. 自己評価の概要

#### (1) 評価基準1「管理運営の実施体制」

30名の教員と1名の助手に6名の事務職員から成る学部目的達成に必要な管理運営体制は、適切に組織化され、学部長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行われる組織形態となっている。また、法学部の管理運営上の組織には学生や学外関係者も含めた多様な方面からのニーズがインプットされる仕組みが整えられており、これが適切な管理運営を担保する機能を果たしている。これらは、法学部がこれまで行ってきた自律的改革の成果であるといえる。

管理運営に関する方針は明確に定められていると言ってよく、必要な諸規則も整えられており、合理的運営が実施されている。

管理運営に係る自己点検・評価については平成13年度の報告書以来であり、点検・評価を行うには適切な時期を迎えているといえる。但し、これまで管理運営に関しては外部評価を受けておらず、今回作成する自己評価書に基づき、今後の外部評価に向けた準備が必要になる。

#### (2) 評価基準2「施設・設備」

過去10年のタイムスパンで振り返れば、法学部の研究と教育に関する環境（施設・設備状況）は、講義室への冷房導入とバリアフリー化への配慮を除いて、大幅に悪化したといっても過言ではない。

設置基準面積の58.5%の面積しかなく（「文学部・法学部・社会文化科学研究科・法曹養成研究科の建物保有面積調べ」平成18年1月30日付）加えて建物の老朽化も著しい法学部にあっては、教養部改組と教員分属に伴い種々の大きな影響を受けることになった。即ち、学部図書室の廃止、学部所属単行本の附属図書館移管と利用上の制約、法学部用の情報機器室の廃止、演習室の大幅減等、研究と教育上の施設に関して大きな不利益を被ったといわなければならない。

そして、これらの不利益は未だ以て解消されていない。研究・教育上必要な専用施設を確保して狭隘性を解消し、老朽化した建物の改修を行い安全性を確保することは、法学部の教育・研究という目的実現の活性化にとって不可欠である。

## 社会貢献に関する自己評価

### 1. 社会貢献の目的と特徴

熊本大学はその「理念・目的」で、地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を深め、地域における研究中枢的機能および指導的人材の養成機能を果たし、世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する、と述べている。(資料「熊本大学概要」)

この全学の社会貢献の理念・目的に沿って、法学部・法学研究科はその「中期目標」(平成17年)で、社会との連携、国際交流に関する目的として、次の3点をあげている。

- (1) 学部・研究科の教育研究に関する情報を公開し、社会との交流を図る。
- (2) 研究成果を国外、国内に積極的に公開し社会へ還元するとともに、地域との連携を深め地域における中枢的機能を果たすことを通して、地域の文化の向上と産業の振興に寄与する。
- (3) 教育研究における国際交流を積極的に推進する。

従来法学部では、社会貢献は自治体等の講演会・公開講座等の講師や審議会の委員の委嘱など教員個人の活動によるものが多かったが、法人化後、大学の知の社会還元は、上記の目的のように大学や学部の存在意義にも関わる重要な責務とされ、学部の活動として組織化され、またその活動が評価の対象となった。

同時に、この社会貢献活動はそれ自体、法と政策を研究対象とする法学部にとって、研究教育上不可欠のフィールドないし研究素材であって、社会貢献活動は学部の研究教育の発展に大きく寄与するものである。つまり地域が課題を提示し学部がその課題に対して解決策を示すという知の交流・循環を通して、学部の研究教育は具体的で生きたものとなり、社会もまた大学の知によって発展していくのである。そもそも、学部がその主要任務としている優れた人材養成目的それ自体からして、広義の社会(地域)貢献なのである。

このように社会から離れて学部は存立しえないのだから、学部は社会のニーズに敏感にこれを調査し的確に答えるとともに、学部が有する資源を広く国内外に発信し、「地球的かつ地域的」(グローバル)レベルで存在の意味のある学部となる必要がある。

幸い法学部には、法と政策をめぐる地域研究において、特色と実績がある。つまり、平成12年から17年まで、文学部と協力して「地域連携フォーラム」という地域貢献と地域研究の拠点をもった経験と実績がある。この経験を今後どう生かして、一層の社会貢献を展開するか、これからの課題である。

また法学部は、国際交流の一層の発展によって、学部の研究教育の質の向上と世界水準化を目的とする。研究教育のグローバル化なしでは、これから存続できないからである。具体的には、交流協定校及び留学生の受入数と派遣数を増やすとともに、国際シンポジウムなどの学術交流を活発に行う必要がある。法学部には、中国、韓国、さらにフランスの大学とも学術交流を行ってきた実績がある。学部の研究教育のグローバル化は、いま喫緊で不可避の課題であって、さらにきめ細かい施策を通して国際交流を推進することが必要である。

### 2. 自己評価の概要

#### (1) 評価基準1「社会貢献の目的」

熊本大学は、地域に密着し地域に貢献する地域における中枢機能を担う大学としての役割を自覚し社会貢献や国際交流を大学の目的の大きな柱としている。法学部もまたこの理念に沿って、学部の教育研究に関する情報の公開や社会との交流、研究成果の国内外への積極的公開と社会還元、及び地域連携による地域の産業や文化の向上に寄与することを目指している。法学部は、これらを学部の「中期目標・中期計画」で社会貢献や国際交流を学部の重要な使命として明確に位置づけており、この点では評価できる。しかし、その目的は教授会の決定によるもので、必ずしも教員以外の構成員に十分周知されているとはいえない状況である。しかし、ホームページなどを通して社会への周知

が進みつつある点で評価できる。今後、学内外への一層の周知の努力と工夫が求められ、さらに、以上の目的が、法学部構成員たちへの単なる「周知」から、「理解」へ、さらには積極的な「参加」へと拡大していくことが期待される。

## (2) 評価基準2「社会貢献の実施体制」

法学部では、これまでの公開講座や法学部公開シンポジウムに加えて、平成11年から17年まで、県と連携して「男女協働政経塾」など社会貢献事業を展開する拠点として、文学部とともに「地域連携フォーラム」の組織・スペース・実施補助者を置くとともに、学部には地域連携推進委員会を新設して事業を展開してきた。同フォーラムは、地方公務員政策法務キャリアアップ講座や政策法務研究会、及び自治体から委託された種々の地域研究事業の推進の要として活発に機能し、公開講座の実施のみならず、「地域連携フォーラム叢書」(全4冊)をはじめとする種々の地域研究や地域貢献事業に関する業績を発表した。その点で、同期間、法学部には社会貢献の目的を達成するための活発で有効な組織と拠点があった。

ただ、事業の終了及び全学の社会貢献・生涯学習の推進組織として再編強化された政策創造研究教育センターへの機能の統合の流れの中で、法学部=文学部の地域連携フォーラムが廃止されたことは、法学部の社会貢献の目的に逆行するのみならず、これを接点として国際社会を含む地域社会に交わりこれを研究のフィールドや素材として社会の科学に携わる学部としての法学部、さらには熊本大学の文系諸学部の今後の研究の発展にとって大きなマイナスだと思われる。

その意味で、法学部の今後の社会貢献とそれに関連する研究の拠点組織については、これを全学レベルでの政策創造研究教育センターに一任していいのかが、あるいは学部レベルでは地域連携・国際交流委員会という委員会だけで十分かどうか、今後社会貢献・国際交流に関わる活動と研究をどう展開すべきか、またそのためどのような組織が必要かについて、十分な議論と合意形成が必要である。

## (3) 評価基準3「社会貢献の内容及び方法」

- 1) 法学部の社会貢献事業は、平成12年に熊本県との連携事業「男女協働政経塾」とそれに伴う、学部の地域連携推進委員会の設置、「地域連携フォーラム」の結成(及びフォーラム室の設置と事業推進補助者の採用)を機に本格的に始まった。その他、「社会人キャリアアップ事業」(文科省主催、平成14~16年)に協力するとともに、地方公務員政策法務研究会を立ち上げ、「地方公務員政策法務キャリアアップ講座」(及び同研究会)(平成14年~現在)を開催し、地方分権への社会的動向を見据え地域ニーズに的確に応えた事業を展開して、好評を得てきた。さらには自治体からの受託事業である「水俣・芦北地域総合研究」(平成16~17年)ほかの地域連携事業の実績をあげてきた。

また、これらの実績を踏まえて、法学部は文学部と協力して『女と男の共同論』(成文堂)など4冊の「地域連携フォーラム叢書」(平成15~18年)や地方公務員政策法務研究会による『政策法務ハンドブック』や『地方分権と政策』などを出版し、社会貢献が学部の研究教育の発展にとっても不可欠であることを確認した。

その他、法学部は毎年、市民への授業公開、「市民から見た裁判員制度」(平成17年)などをテーマとする法学部公開シンポジウムや「政策づくり・まちづくり」(平成15年)などの公開講座を開いて、地域社会のニーズに応えてきた。

しかしこのように順調に展開してきた法学部の社会貢献事業も、平成17年度末の「男女協働政経塾」の事業終了による地域連携フォーラムの廃止以後、今後の社会貢献事業の方向について、地域連携・国際交流委員会を中心に、法学部の地域研究や国際交流のあり方を含めて議論する必要があるだろう。

- 2) 国際交流については、全学での海外の13の大学との国際交流協定に加えて、法学部では韓南大学校(韓国)と華東政法学院(中国)と交流協定を結んで、学術交流と留学生交

換を行っている。学術交流では、これら 2 大学やボルドー第 4 大学(フランス)と共同シンポジウム(いずれも平成 17 年度)を開催するなど進んでいるが、法学部全体として、受入留学生数は一定あるものの派遣留学生数が漸減しており、今後有効な施策が必要である。